

2 過去の事業者団体による現在又は将来の事業者の数を制限した事件

件名 (審決年月日)	内容
平成9年(判)第1号 (社)観音寺市三豊郡医師会に 対する件 (平成11年10月26日)	<p>社団法人観音寺市三豊郡医師会は</p> <p>① 医療機関の開設を制限することにより、事業者の数を制限している。</p> <p>② 会員の行う医療機関の診療科目の追加、病床の増床及び増改築並びに老人保健施設の開設を制限することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。</p>
平成5年(勸)第23号 滋賀県生コンクリート工業組 合に対する件 (平成5年11月18日)	<p>滋賀県生コンクリート工業組合は、滋賀県の生コンクリート製造業者の事業分野における事業者の数を制限し、大津生コンクリート協同組合等の生コンクリート協同組合をして、不当に滋賀県建設業協同組合の組合員に対し、生コンクリート協同組合の競争者と生コンクリートの取引をしないことを条件として当該相手方と取引させるようにしていた。</p>
平成2年(勸)第16号 仙台港輸入木材調整協議会に 対する件 (平成3年1月16日)	<p>仙台港輸入木材調整協議会は、会員である港湾運送事業者に非会員の輸入木材の荷役業務を行わせないことを決定し、実施させる等している。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。

事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑨ （略）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

四・五 (略)

〔排除措置〕

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

②・③ (略)